

第6号様式

違約金に関する特約条項 (政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けない工事に適用)

第1条 発注者及び受注者が 年 月 日付で締結した【 】の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、受注者(特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体にあっては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額に変更があった場合には、変更後の請負代金額をいう。以下同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

【注】 【 】の部分には、当該工事名を記入する。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。)。
二 独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの)をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
三 前号に規定する命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
四 本契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次条第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 第2条 本契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前条に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前条第1号に規定する課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - 二 前条第2号に規定する命令又は同条第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 第3条 受注者が前2条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
【注】 〇の部分には、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項の規定により財務大臣が定める率を記入する。
- 第4条 受注者は、本契約の履行を理由として、第1条及び第2条の違約金を免れることができない。
- 第5条 第1条及び第2条の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

| | | |
|-----|----|-----|
| 発注者 | 住所 | 年月日 |
| | 氏名 | 印 |
| 受注者 | 住所 | 印 |
| | 氏名 | |

【注】 受注者が共同企業体（特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体）である場合においては、受注者の欄には、共同企業体の名称、代表者並びに代表者以外の構成員の所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。